

高 福 第 6 9 号
令和3年4月20日

各施設サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿（公印省略）

高齢者施設職員に対するPCR検査の検査回数増加及び追加申込みの
受付について（通知）

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の新規感染者数は増加傾向にあり、変異ウイルスの感染拡大も懸念されていることから、本県では、4月20日から「まん延防止等重点措置」が適用され、さいたま市、川口市が措置区域となりました。変異ウイルスは感染力が強く、重症化のスピードが速いと言われているため、高齢者施設における感染防止対策については、措置区域の内外を問わず一層強化する必要があります。

そこで県では、4月から6月にかけて実施する、高齢者入所施設の職員等を対象としたPCR検査の回数を3回から5回へ変更するとともに、検査の追加申込みを受け付けることとしました。

つきましては、まだ申し込んでいない施設は、積極的に受検してください。（ワクチン接種する場合もPCR検査を受けていただくようお願いいたします。）

下記事項をお読みいただき、5月7日（金）午前10時までにお申し込みくださいますようお願いいたします。（既にお申し込みいただいている施設は申込不要です。）

記

- 1 対象施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症グループホーム

※ 併設施設の職員は対象外（対象施設との兼務職員は可）。

（例：本体施設に併設する短期入所生活介護、訪問介護、通所介護等の事業所はお申込みできません。）

- 2 対 象 者 上記1の施設に勤務する者（派遣職員や委託職員（厨房・清掃・宿直）、事務職員、ドライバーも含みます。）及び新規入所者

- 3 検査期間 令和3年4月中旬から6月下旬（予定）
職員は計5回（4月1回、5月及び6月にそれぞれ2回実施。ただし追加申込で申し込んだ施設は5月及び6月にそれぞれ2回実施の計4回。）
新規入所者は1回のみ（入所のタイミングで1回）
- 4 検査費用 無料
- 5 申込方法 埼玉県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shisetsu_pcr.html ページ番号：189373
（さいたま介護ねっとの4月20日付け新着情報からもアクセスできます。）
- 6 新規入所者に対する検査について
新規入所者に対する検査は、職員に対するPCR検査を申し込んだ施設からのみ受け付けます。詳細は上記埼玉県ホームページを御覧ください。
- 7 検査協力施設の公表
検査に申し込みいただいた施設を感染対策に積極的に取り組んでいる施設として、県HPにて公表させていただく予定です。（「公表可」と回答いただいた施設のみ）
- 8 検査を申し込まない理由
PCR検査を申し込まない施設におかれましては、今後の参考としたいので、その理由を御回答ください。（上記ホームページからもアクセスできます。）
回答先URL：https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=22456

担当：施設・事業者指導担当
電話：048-830-3247